

日本第一党 「反社会的勢力排除宣言」

- 一、 反社会的勢力とは組織全体として毅然とした態度で臨み、排除するため断固たる姿勢で対応いたします。
- 一、 あらゆる活動において、反社会的勢力との関係を一切もちません。
- 一、 反社会的勢力による不当要求に対し、警察、弁護士等の外部の専門機関と連携し、緊密な連携関係の構築に努めます。
- 一、 反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、名目の如何を問わず資金提供、協力および、便宜的供与は行いません。また、不当要求に対しては、毅然として法的対抗措置を講じます。
- 一、 反社会的勢力による不当な要求に対し、党員の安全確保に配慮しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 一、 反社会的勢力による不当な要求が、政治活動上の不祥事や党員の不祥などを理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための資金提供や不適切な依頼および、便宜的供与等は一切行いません。

令和三年四月十二日

日本第一党党首 桜井誠